

高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱 概要

○当該要綱は令和 6 年 5 月 31 日で失効した高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱の実質更新。今回制定に合わせて国の要綱等の改正内容等を反映するべく、以下の改正を行うとともに軽微な文言の追加、修正を行う。

○主な改正点

変更点	変更箇所	変更の内容
施行日及び効力失効日の変更	附則	施行日を令和 7 年 4 月 1 日とし、要綱期限を令和 10 年 5 月 31 日とする。
文言の追加	第 2 条	水産関係地方公共団体交付金等実施要綱の一部改正（令和 6 年 3 月 29 日付け）に伴い「(漁業所得を 10%以上向上することを目的とするものに限る。)」の文言を追加。
補助事業者の追加	第 2 条	資源増養殖目標のソフト事業のうち「内水面水産資源の調査・指導」及び「甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧」については、補助事業者として漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を追加する。
項目及び様式の追加	第 5 条	補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について（令和 6 年 12 月 20 日付け）に伴い環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの取扱いを追加
事業実施主体の追加	別表第 1	漁港機能高度化目標のソフト事業の追加に伴い事業実施主体を追加
対象事業の追加	別表第 2	水産関係地方公共団体交付金等実施要綱の事業メニューと同内容とするため事業メニューを追加 ・「1. 資源増養殖目標」に「ア ハード事業」の文言及びメニューを追加 ・「1. 資源増養殖目標」に「イ ソフト事業」のメニューを追加 ・「2. 経営構造改善目標」にメニューを追加 ・「3. 加工流通構造改善目標」にメニューを追加 ・「4. 漁港機能高度化目標」にメニューを追加

対象事業の削減	別表第 2	海業推進事業の新設に伴い水産業強化支援事業から削減される「4. 漁港機能高度化目標」のハード事業を削減
上乗せ補助の対象事業の見直し	別表第 3	令和 6 年度からの第 5 期高知県産業振興計画の産業成長戦略（水産業分野）の項目にあわせて別表第 3 を整理。 ・旧要綱の 1 の（3）漁場の有効活用の促進を対象事業から削除し、あわせて同事業の対象経費である築いそ事業も削除 ・旧要綱の 3 の（2）輸出の拡大の「輸出に適した加工用原魚の確保」に関する対象経費を、新要綱 2 の（1）加工施設の立地促進や機能等の強化に移動